

平成 28 年 5 月

平成 28 年熊本地震 民生委員・児童委員支援募金

実施要項

全国民生委員児童委員連合会

本年 4 月 14 日に震度 7 を記録した地震以降、熊本県、大分県を震源とする一連の地震により甚大な被害が生じています。民生委員・児童委員においても、負傷をした委員、住宅が全壊・半壊という被害を受けた委員も多数に上っています。

被災地では今も多くの人びとが避難生活を続けているほか、自宅に戻ることができた人も不自由な生活を強いられています。そのなかにあって、炊き出しや避難所運営への協力、高齢者世帯の訪問や支援、災害ボランティアと住民ニーズのつなぎ役としての活動等、自らも被災しつつ、民生委員・児童委員による献身的な活動が続けられています。

今後、被災地における民生委員・児童委員、また民児協による住民支援活動は長期にわたることが見込まれます。そこで、本会では、こうした被災地の民生委員・児童委員活動への支援のため、以下により全国の民児協関係者に募金を実施することといたしました。

どうぞ皆様の思いをお寄せいただきますようお願い申し上げます。

1. 募集期間

平成 28 年 5 月 13 日（金）～同 7 月 29 日（金）

2. 募金の使途

お寄せいただいた募金は、以下に充てさせていただきます。

- ① 死傷もしくは住宅被害を受けた民生委員・児童委員への見舞金
- ② 被災した住民の支援のための民児協活動に対する支援

※①の見舞金は、東日本大震災時の基準を準用の予定。

3. 募集方法等

- ① 今回募金は目標額を設定するものではなく、任意で志をお寄せいただくものです。
- ② ご送金は、市区町村もしくは都道府県・指定都市の民児協において取りまとめ、お送りください（個人名ではなく民児協名義でご送金ください）。
- ③ ご送金は、以下の口座をお願いいたします。

三井住友銀行 東京公務部（普）175157

ぜんこくみんせいいいんじどういいんれんごうかい くまもとじしんしえんぽきんぐち
全国民生委員児童委員連合会 熊本地震支援募金口

※振込手数料は、各民児協でご負担いただきますようお願いいたします。

4. 管理運営、報告

- ① 見舞金、助成金の審議・決定は全民児連総務部会、正副会長会議にて行ないます。
- ② 募金の管理を含む事務は、全民児連事務局（全社協民生部）にて行ないます。
- ③ 募金額、被災地への送金状況等は、「ひろば」等において随時ご報告します。